

# 令和8年度 京都市京セラ美術館来館者調査業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度 京都市京セラ美術館来館者調査業務

## 2 業務の目的・概要

京都市京セラ美術館（以下「当館」という）の来館者の属性（年代、性別、居住地等）といった基礎的事項を調査し、今後の美術館運営に活用することを目的とする。

## 3 業務の内容 ※以下の内容に基づき、必要経費を全て見積ること。

### (1) 調査票の作成及び印刷

アンケート調査（詳細は以下「(2)イ」参照）において、調査協力者（来館者）に回答いただく調査票を以下のとおり作成及び印刷する。

- ・ A4サイズ（両面印刷可）1枚以内の調査票を作成及び印刷すること。作成及び印刷に要する経費は、全て受託事業者が負担すること。
- ・ 調査項目は応募者の提案事項とし、契約締結後に本市と受託事業者の間で詳細な協議を行ったうえで、最終決定する点に留意すること。
- ・ 調査票について、日本語、英語を必須で作成すること。英語を母語とする者が作成又は日本語を母語とする者が翻訳を行いネイティブチェックを行うこと。調査項目の変更があれば、都度、調査票の微調整及び追加翻訳を行うこと。なお、それ以外の言語については、応募者の提案事項とする。

### (2) 調査の実施

#### ア 目視によるカウント調査

来館者の外国人（国籍別調査を含む）、日本人割合等を把握することを目的に、以下のとおりカウント調査を行う。

##### (ア) 調査日程

最低、年間2期（展覧会の繁忙期、閑散期を想定）に分けて各平日及び休日の2回、計4回実施すること。

調査日は本市と協議のうえ確定すること。

必要サンプル数は応募者の提案事項とする。

サンプル数はグループ数にイコール。1グループ1名からの聞き取りとし、同行者数を聞くことで全体訪問客数を把握すること。

必要サンプル数を回収出来なかった場合は、調査日を追加することとし、その場合に発生した費用については、受託事業者の負担とする。

なお、社会情勢や経済情勢等、受託事業者の責めに帰することができない事由により、従来の調査日の範囲ではサンプル数が確保できないと想定される場合は、本市と事前協議のうえ、取扱いを定めることとする。

##### (イ) 調査可能時間

美術館開館時間（休館日を除く 9 時 30 分～18 時）

(ア) 対象者

調査期間中の来館者

(イ) 調査場所

美術館内エントランス付近（屋内）

(オ) 調査体制

応募者の提案事項とする。

**イ アンケート調査**

来館者に対し、満足度向上等につなげることを目的に、「(1) 調査票の作成及び印刷」で作成した調査票を用いて、対面聞き取りアンケートを行うこと。

アンケート調査協力者へのノベルティについて、受託事業者で手配する場合は内容は応募者の提案とする。その場合には見積金額に含めること。また、受託事業者で手配を行わない場合は、見積りには含めないこと。

(ア) 調査日程

最低、年間 2 期（展覧会の繁忙期、閑散期を想定）に分けて各平日及び休日の 2 回、計 4 回実施すること。

調査日は本市と協議のうえ確定すること。

必要サンプル数は平日 200s 以上、休日 200s 以上、合計 400s 以上で応募者の提案事項とする。

(イ) 調査時間

美術館開館時間（休館日を除く 9 時 30 分～18 時）

(ア) 対象者

調査期間中の来館者

(イ) 調査場所

美術館内中央ホール等を想定

(オ) 調査体制

応募者の提案事項とする。

監督員及び対象言語に対応できる調査員を配置すること。

(カ) 調査項目

来館者の属性（居住地（京都市民、都道府県、居住国）、年齢、性別、同行者（年代、性別、関係性等））を必須とし、それ以外の美術館運営に参考となる項目については応募者の提案事項とする。

(キ) 留意事項

日本語以外の調査票については本業務の内容として翻訳業務を含む点に留意し、必要経費として漏れなく見積ること。

**(3) 調査実施報告書等成果物の作成及び提出**

調査実施報告書等の成果物を履行期限内に作成及び提出すること。調査実施報告書の作成に当たっては、同書に掲載する各種集計表について事前に当館と調整するほか、校正を受けるこ

と。

## ア 成果物

### (ア) 調査実施結果報告書

調査の実施報告書（A4版カラー両面印刷、左綴じとする。紙の種類、製本方法は不問）8部

報告書には、調査手法、実施期間、設問一覧、回収サンプル数といった調査概要のほか、集計表、効果測定、その他、美術館運営の基礎データとして参考となる事項が記載されていること。

### (イ) 調査実施報告書の電子データ（CD、DVD、Blu-ray等。USBメモリは不可）2枚

#### イ 提出先

京都市文化市民局美術館

京都市左京区岡崎円勝寺町124

## 4 履行期限

令和9年3月31日（水）

## 5 その他

- (1) 本業務を履行するうえで知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約により作成された成果物等の著作権は本市に帰属することとする。
- (4) 成果物については、著作権・類似品に配慮し、作成すること。
- (5) カウント調査及びアンケート調査のいずれも、対象者に了承を得られた場合についてのみを行うこと。
- (6) 監督員及び調査員は、実施事業者において腕章を用意し、必ず着用のうえ、調査を実施すること。
- (7) 当館は、多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設であることから、業務の実施に当たっては、来館者の妨げにならないよう配慮すること。
- (8) 調査業務に必要な道具等は、事業者で準備すること。また、館内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。
- (9) 本市が事前に許可した場所以外は立ち入らないこと。
- (10) 受託事業者は、事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、本市と密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。なお、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに、本市の担当者と協議の上、対処するものとする。
- (11) 受託事業者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、本市の担当者の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。